

令和 4 年 3 月 4 日

2022 年 2 月 18 日

金沢大学附属病院に対する措置に関する意見書（構成員提出資料）

村本 高史

標記の件につき、3 月 4 日に開催の第 20 回がん診療連携拠点病院等の指定検討会において以下の措置を行うことを患者側構成員として要望いたします。

1 要望事項

- ・都道府県がん診療連携拠点病院である石川県金沢大学附属病院に以下の通り「勧告」を行うこと。
金沢大学附属病院と同一敷地内にある医療法人社団金沢先進医学センターが行っている自由診療の免疫療法について、これが治験を含めた臨床研究、先進医療の枠組みで行われていないのであれば、金沢大学附属病院から要請を行った上、1 年以内に中止させること。

2 要望の背景

- (1) 「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」（平成 30 年 7 月 31 日）に照らして
- ・本整備指針においては、地域がん診療連携拠点病院の指定要件の中で、「集学的治療等の提供体制及び標準的治療等の提供」に関する事項が以下の通り定められており（当該箇所抜粋）、都道府県がん診療連携拠点病院においても、地域拠点病院の指定要件を満たすことが大前提となっています。

II 地域がん診療連携拠点病院の指定要件について

1 診療体制

(1) 診療機能

① 集学的治療等の提供体制及び標準的治療等の提供

- ア 我が国に多いがん（肺がん、胃がん、肝がん、大腸がん及び乳がんをいう。以下同じ。）及びその他各医療機関が専門とするがんについて、手術、放射線治療及び薬物療法を効果的に組み合わせた集学的治療及び緩和ケア（以下「集学的治療等」という。）を提供する体制を有するとともに、各学会の診療ガイドラインに準ずる標準的治療（以下「標準的治療」という。）等がん患者の状態に応じた適切な治療を提供すること。
- ス 保険適応外の免疫療法を提供する場合は、原則として治験を含めた臨床研究、先進医療の枠組みで行うこと。

- ・前記 1 の要望事項は本指定要件と主旨を踏まえた内容であり、本指定要件に定められた標準的治療等の適切な治療の提供、並びに保険適応外の免疫治療を提供する場合の原則は、患者や家族が診療提供内容を正しく判断する上でも極めて重要な事項と考えます。

(2) 金沢大学附属病院と医療法人金沢先進医学センターの関係性について

- ・医療法人社団金沢先進医学センターは金沢大学附属病院と同一敷地内に所在しております。
- ・同センターは自由診療の免疫療法を行っており、ホームページ内で「副作用が少ない」、「他治療との併用による相乗効果が期待できる」等のメリットは記載されているものの、指定要件に定められた「臨床研究、先進医療の枠組み」である旨は、記載されていません。
- ・また、同センターの免疫細胞療法医師として、金沢大学附属病院の勤務医が複数名掲載されております。
- ・これらの点から、患者・家族は、都道府県拠点病院である金沢大学附属病院への信頼をもとに同センターの自由診療の免疫療法を選択してしまう懸念があると考えます。

(3) これまでの議論の中で

- ・過去の拠点病院等の指定検討会においては、2017年の第12回検討会の中で、当時、免疫療法の自由診療を行っていた病院の新規指定が結果的に認められなかった例があります。
- ・また、関連検討会として、2021年10月の第13回がん診療提供体制のあり方に関する検討会では、金沢先進医学センターを具体的に取り上げ、整備指針を遵守していない可能性のある医療機関が調査やペナルティーを受けることなく拠点病院の看板を掲げられていることを問題視する指摘が患者側構成員から為されています。
- ・加えて、2021年11月の第7回がん診療連携拠点病院等の指定要件に関するワーキンググループ検討会においても、拠点病院からの情報提供を患者・家族は盲目的に信じてしまいがちであり、場合によっては最善の選択を妨げられる可能性さえある、とする指摘が患者側構成員より為されています。
- ・厚生労働省の各種検討会での患者側構成員の発言を踏まえ、今回、本指定検討会の構成員として本件の問題提起を行わなければならないとの思いに至りました。

3 適切な措置と今後のあり方に関する要望

(1) 患者・家族の総合的便益を踏まえた適切な措置について

- ・2に記載の「要望の背景」から、患者視点で見た場合、金沢大学附属病院に関しては都道府県拠点病院としての指定要件の充足に大きな疑義があると考えます。
- ・しかしながら、今回の指摘事項をもとに都道府県拠点病院の指定を即時取消とすることは、地域の患者・家族の必要以上の不安や混乱を招きかねないことから、求めるものではありません。
- ・この点を踏まえ、今回、金沢大学附属病院に対しては、1に記載の通り、今回は是正措置に関する「勧告」を行うことを要望いたします。

(2) 今後のあり方に関する要望

- ・一方、今回の指定検討会において「勧告」を行うか否かの結論に関わらず、同様の事例が発生しないように指定要件を見直すことは、患者・家族の視点としても大変重要と考えます。
- ・現在行われている指定要件ワーキンググループの議論の中で、今後の指定要件の見直しに際しても以下の観点を盛込んで頂きますよう、併せて要望いたします。

☆必要な観点

がん対策基本法の基本理念に定める「がん患者がその居住する地域にかかわらず等しく科学的知見に基づく適切ながんに係る医療を受けることができるようにすること」に基づき、保険適応外の免疫療法を提供する場合に関する拠点病院の指定要件は、他の医療機関の紹介や同一敷地内の別機関の実施等についても当該医療機関の診療体制に含めるようにすること。

以 上